

来月・4月1日からの

★ News 『消費税法改正』にあたって

消費税法改正により、来月1日（施行日）より、消費税率が2段階で引き上げられます。

適用開始日	現 行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消費税率	5 %	8 %	10 %

- ※ 新税率（8%）適用の判断基準は、原則として
資産の譲渡（引渡しの日）・役務の提供（提供を完了した日）等が4月1日以後であるか、です。
- ※ 4月1日 以後に行われる資産の譲渡等のうち、
一定の要件を満たすものについては、改正前の5%を適用する経過措置が設けられています。
- ※ 消費税の価格転嫁対策に留意が必要です。（→田中会計ニュース2月号、昨年6月号、7月号）

【消費税の仕組み・ワンポイント】

- * 消費税は、消費一般に広く公平に負担を求める間接税です。
 - * 消費税は価格の一部として移転（税の転嫁）します。
税を負担するのは消費者。申告・納付するのは事業者です。
 - * 課税対象は、①～④の要件をすべて満たす取引です。→
- ①国内取引であること
 - ②事業者が事業として行うもの
 - ③対価を得て行うもの
 - ④資産の譲渡・貸付、役務の提供であること
- * 非課税取引
税の性格から課税になじまないものや社会政策的配慮から、課税しない取引13項目
・土地の譲渡や貸付（駐車場など施設使用料は除きます） ・有価証券等 ・切手等 ・国等
が行う事務手数料等 など、税の性格になじまないもの／
・社会保険医療 ・介護保険サービス ・社会福祉法による一定の社会福祉事業サービス
・火葬料等 ・一定の身体障害者用物品 ・学校教育法による授業料等 ・教科用図書の
譲渡 ・居住用の住宅の貸付等 など、社会政策的配慮によるもの／
 - * 不課税取引
課税の対象とならないもの（課税対象①～④の全てを満たすものではないもの）
・給与（雇用契約による労働の対価） ・寄附金 ・補助金 ・保険金 など

～消費税率改正に伴うお知らせとお願い～

平成26年4月1日からの消費税率引上げに伴い、当事務所の報酬について、下記のように対応させていただきます。何卒、趣旨をご理解賜りますようお願い申し上げます。

- 顧問料（月次）は、4月分顧問料から → 消費税率は 8%
- 決算報酬は、申告の日が4月1日以後のものから → 消費税率は 8%

田中会計事務所 税理士 田中育雄
〒462-0844 名古屋市北区清水2-19-9 TEL052-915-8902 FAX 052-911-8259
<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>